

役員等報酬規程

社会福祉法人 おおた福社会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 おおた福祉会（以下、「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下、「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

2 当法人の職員を兼務する常勤役員の場合においても、非常勤役員等と同様に役員等報酬は支給しないものとする。

(常勤役員の職員給与)

第3条 定款第15条第2項に定める理事長、第3項に定める専務理事又は常務理事（社会福祉法上の業務執行理事）については、定款第21条第3項の規定に基づき、勤務形態に応じた職員給与（給料、管理職手当、期末手当、退職手当等）を支給することができる。当法人と雇用関係にあるその他の理事についても同様とする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償することができる。ただし、当法人の職員を兼務する常勤役員の場合においては支給しないものとする。

2 交通費等の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支給することができる。

- | | |
|---------------------------|--------|
| (1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償 | 3,000円 |
| (2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償 | 3,000円 |

(改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規則は、平成29年6月10日から施行する。